

# 前橋フットサルクラブ 運営規約

## 第1条(会の目的)

スポーツの愛好者団体である『前橋フットサルクラブ』の準備・運営の業務を円滑に進め、参加者相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

## 第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

前橋フットサルクラブ

## 第3条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒371-0013 群馬県前橋市三俣町3-29-36

(会計 同上)

## 第4条(会員)

当クラブは、フットサルを希望する、市内中学校1～3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

## 第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表・会計 1名

副代表 1名

## 第6条(役員任期)

役員任期は無期限とする。

## 第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第8条(運営)

おおむね年4回の勉強会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

## 第9条(会費)

当クラブの会費は、ひとり年6,000円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。

退会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

## 第10条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 第11条(総会)

総会はクラブイン全員の参加を原則とする。毎年3月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他の審議事項

## 第12条(活動日時)

毎週水曜日 大胡体育館 19:30-21:00

毎週金曜日 ヤマト市民体育館 19:30-21:00

毎週日曜日 大胡体育館 9:00-12:00

警報発令時は原則行わない。

## 第13条(傷害保険)

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。

【附 則】本規約は、令和7年1月17日より施行する。